

○総務省令第 号

特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第二十五号）の施行に伴い、特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律（平成十三年法律第百三十七号）の規定に基づき、並びに同法を実施するため、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

総務大臣 村上誠一郎

特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律施行規則の一部を改正する省令

特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律施行規則（令和四年総務省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下同じ。）を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。）を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律施行規則（用語） 第一条 この省令において使用する用語は、特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。 2 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一 報告年度 四月一日から翌年三月三十一日までをいう。 二 公表年度 四月一日から翌年三月三十一日までをいう。 三 人工知能関連技術 人工的な方法による学習、推論、判断等の知的な機能の実現及び人工的な方法により実現した当該機能の活用に関する技術をいう。 四 外国法人等 外国の法人及び団体並びに外国に住所を有する個人をいう。 五 国内代表者等 国内における代表者又は国内における代理人をいう。 （発信者情報） 第二条 法第二十條第十号の総務省令で定める侵害情報の発信者の特定に資する情報は、次に掲げるものとする。 「一〇三 略」 四 発信者その他侵害情報の送信又は侵害関連通信に係る者の電子メールアドレス（電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第二条第一号に規定する電子メールをいい、特定電子メールの送信の適正化等に関する法律第二条第一号の通信方式を定める省令（平成二十一年総務省令第八十五号）第一号に規定する通信方式を用いるものに限る。第六条第一項第一号において同じ。）の利用者を識別するための文字、番号、記号その他の符号をいう。第十一条第二項において同じ。） 「五〇十四 略」 （大規模特定電気通信役務提供者の指定） 第八條 法第二十條第一項第一号イの総務省令で定める者は、同項の指定に係る特定電気通信役務を一月間に利用した者（当該特定電気通信役務を利用して一月間に発信者となった者及び日本国外にあると推定される者を除く。）とする。 2 法第二十條第一項第一号イの総務省令で定める期間は、一年間とする。 3 法第二十條第一項第一号イの総務省令で定める数は、全ての種類の特定電気通信役務について、一千万とする。 4 法第二十條第一項第一号ロの総務省令で定める期間は、一年間とする。 5 法第二十條第一項第一号ロの総務省令で定める数は、全ての種類の特定電気通信役務について、二百万とする。 6 法第二十條第一項第三号の総務省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする	特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律施行規則（用語） 第一条 この省令において使用する用語は、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。 〔新設〕 （発信者情報） 第二条 法第二條第六号の総務省令で定める侵害情報の発信者の特定に資する情報は、次に掲げるものとする。 「一〇三 同上」 四 発信者その他侵害情報の送信又は侵害関連通信に係る者の電子メールアドレス（電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第二条第一号に規定する電子メールをいい、特定電子メールの送信の適正化等に関する法律第二条第一号の通信方式を定める省令（平成二十一年総務省令第八十五号）第一号に規定する通信方式を用いるものに限る。第六条第一項第一号において同じ。）の利用者を識別するための文字、番号、記号その他の符号をいう。） 「五〇十四 同上」 〔新設〕

一 不特定の利用者間の交流を主たる目的としたものでないもの

二 不特定の利用者間の交流を主たる目的としたものであつて前号の特定電気通信役務に専ら付随的に提供されるもの

（平均月間発信者数及び平均月間延べ発信者数の報告）

第九条 各報告年度における特定電気通信役務ごとの平均月間発信者数が九百万以上又は平均月間延べ発信者数が百八十万以上である特定電気通信役務提供者は、その提供する特定電気通信役務について、毎報告年度経過後一月以内に、様式第一の報告書を提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、特定電気通信役務提供者は、その提供する特定電気通信役務の平均月間発信者数及び平均月間延べ発信者数に関し、総務大臣から要求があつたときは、遅滞なく様式第一の報告書を提出しなければならない。

（平均月間発信者数又は平均月間延べ発信者数の推計）

第十条 法第二十条第四項の総務省令で定める合理的な方法は、次に掲げるものとする。

一 総務大臣が個人又は法人その他の団体に対し、当該者の同意を得て事実の報告を求めることにより行う特定電気通信役務の利用に関する調査の結果に基づき算出する方法

二 特定電気通信設備の記録媒体に記録され、又は特定電気通信設備の送信装置に入力された情報を電子情報処理組織を用いて収集し、又は分析する方法による調査の結果に基づき算出する方法

（大規模特定電気通信役務提供者の届出）

第十一条 法第二十一条第一項の規定により届出をしようとする大規模特定電気通信役務提供者は、様式第二の届出書に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

一 大規模特定電気通信役務提供者が法人（外国法人等を除く。）である場合 当該法人の定款（これに相当する書類を含む。）及び登記事項証明書（これに相当する書類を含む。以下同じ。）

二 大規模特定電気通信役務提供者が法人以外の団体（外国法人等を除く。）である場合 当該団体の目的、組織及び運営等を明らかにする書類、役員の名簿並びに当該役員の住民票の写し（これに相当する書類を含む。以下同じ。）

三 大規模特定電気通信役務提供者が個人（外国法人等を除く。）である場合 当該個人の住民票の写し

四 大規模特定電気通信役務提供者が外国法人等である場合 当該外国法人等の国内代表者等に、法の規定により総務大臣が行う処分の通知を受領する権限を付与したことを証する様式第三による書類及び当該外国法人等の国内代表者等が法人の場合にあつては当該国内代表者等の登記事項証明書、当該外国法人等の国内代表者等が個人の場合にあつては当該国内代表者等の住民票の写し

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

	2 法第二十一条第一項第三号の総務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。 一 電話番号及び電子メールアドレス 二 外国法人等にあつては、国内代表者等の電話番号及び電子メールアドレス 三 法第二十二条第一項の申出を行うための方法の公表の方法（インターネットを利用した方法の場合にあつては、ウェブサイトのアドレスを含む。） 四 法第二十六条第一項の基準の公表の方法（インターネットを利用した方法の場合にあつては、ウェブサイトのアドレスを含む。）
	第十二条 法第二十一条第二項の規定により同条第一項第一号に掲げる事項の変更の届出をしようとする大規模特定電気通信役務提供者は、様式第四の届出書に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添えて提出しなければならない。 一 大規模特定電気通信役務提供者が法人である場合 当該変更後の当該法人の登記事項証明書 二 大規模特定電気通信役務提供者が法人以外の団体である場合 当該変更が行われたことを証する書類 三 大規模特定電気通信役務提供者が個人である場合 当該変更後の当該個人の住民票の写し 2 法第二十一条第二項の規定により同条第一項第二号に掲げる事項の変更の届出をしようとする大規模特定電気通信役務提供者は、様式第四の届出書に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添えて提出しなければならない。 一 国内代表者等を変更した場合であつて当該変更後の国内代表者等が法人であるとき 当該国内代表者等の登記事項証明書及び当該変更後の国内代表者等に法の規定により総務大臣が行う処分の通知を受領する権限を付与したことを証する様式第三による書類 二 国内代表者等を変更した場合であつて当該変更後の国内代表者等が個人であるとき 当該国内代表者等の住民票の写し及び当該変更後の国内代表者等に法の規定により総務大臣が行う処分の通知を受領する権限を付与したことを証する様式第三による書類 三 前二号に掲げる場合以外の場合 当該変更が行われたことを証する書類 3 法第二十一条第二項の規定により同条第一項第三号に掲げる事項の変更の届出をしようとする大規模特定電気通信役務提供者は、様式第四の届出書を提出しなければならない。 （被侵害者からの申出を受け付ける方法の公表） 第十三条 法第二十二條第一項の申出を行うための方法は、被侵害者が日本語による申出を行うことができるものでなければならない。 2 法第二十二條第一項の公表は、インターネットを利用することにより、これを行わなければならない。 （侵害情報調査専門員の数） 第十四条 法第二十四條第二項の総務省令で定める数は、大規模特定電気通信役務の平均月間発信者数又は平均月間延べ発信者数にかかわらず、全ての大規模特定電気通信役務の種別に

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

	ついで、大規模特定電気通信役務ごとに一人とする。
	(侵害情報調査専門員の選任及び変更の届出)
第十五条	法第二十四条第三項の規定により届出をしようとする者は、総務大臣に、様式第五の届出書を提出しなければならない。
2	法第二十四条第三項の総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
1	選任した専門員の数(法第二十四条第三項後段の場合にあつては、変更後の専門員の数)
2	選任した専門員の氏名、生年月日及び所属
3	当該者を選任した理由
	(申出者に対する通知)
第十六条	法第二十五条第一項の総務省令で定める期間は、七日とする。
	(送信防止措置の実施に関する基準等の公表)
第十七条	法第二十六条第一項の総務省令で定める一定の期間は、十四日とする。
	(措置の実施状況等の公表)
第十八条	法第二十八条の規定により公表しようとする大規模特定電気通信役務提供者は、毎公表年度経過後二月以内に、次に掲げる要件を満たす方法により、公表しなければならない。
1	インターネットを利用すること。
2	電子情報処理組織により判読できるものであること。
	法第二十八条第一号に掲げる事項は、各公表年度における申出を受け付けた件数(申出があつた理由の別に応じて区分されたものであること。)とする。
3	法第二十八条第二号に掲げる事項は、各公表年度における次に掲げる事項とする。
1	法第二十五条第一項の規定により同項第一号に定める事項の通知をした件数(申出があつた理由の別に応じて区分されたものであること。)
2	法第二十五条第一項の規定により同項第二号に定める事項の通知をした件数(申出があつた理由の別に応じて区分されたものであること。)
3	法第二十五条第一項ただし書の規定に基づき同項本文の通知をしなかつた場合にあつては、その理由
四	法第二十五条第二項前段の規定に基づき同条第一項第一号に定める事項の通知をした件数(申出があつた理由の別に応じて区分されたものであること。)
五	法第二十五条第二項前段の規定に基づき同条第一項第二号に定める事項の通知をした件数(申出があつた理由の別に応じて区分されたものであること。)
六	法第二十五条第二項後段の規定により同項第一号に該当する旨の通知をした件数(申出があつた理由の別に応じて区分されたものであること。)
七	法第二十五条第二項後段の規定により同項第二号に該当する旨の通知をした件数(申出があつた理由の別に応じて区分されたものであること。)

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

八 法第二十五条第二項後段の規定により同項第三号に該当する旨の通知をした件数及び同号に規定するやむを得ない理由の具体的内容（申出があった理由の別に応じて区分されたものであること。）

4| 法第二十八条第三号に掲げる事項は、各公表年度における次に掲げる事項とする。

一 法第二十七条の規定により発信者に通知等の措置を講じた件数（送信防止措置の種別及び送信防止措置を講じた理由の別に応じて区分されたものであること。）

二 法第二十七条の規定に基づき通知等の措置を講じなかった場合にあっては、その理由（送信防止措置の種別に応じて区分されたものであること。）

5| 法第二十八条第四号に規定する送信防止措置の実施状況は、各公表年度における日本の利用者に関する送信防止措置の実施状況であつて、日本の利用者に関する次に掲げる事項を含むものでなければならない。

一 延べ発信者数の総数又は役務提供停止措置の対象となる情報の発信者の総数及びその具体的な算定方法

二 利用者からの送信防止措置（役務提供停止措置を除く。以下次号から第八号まで、第十号及び第十二号から第十五号までにおいて同じ。）の申出件数（申出があった理由の別に応じて区分されたものであること。）

三 前号に掲げる件数のうち、送信防止措置を講じた件数及び講じなかった件数（申出があった理由の別に応じて区分されたものであること。）

四 自ら探知して送信防止措置を講じた件数（送信防止措置を講じた理由の別に応じて区分されたものであること。）

五 日本の公的機関（司法機関を除く。）から送信防止措置を講ずるよう要請があった件数（要請があつた理由の別に応じて区分されたものであること。）

六 前号に掲げる件数のうち、送信防止措置を講じた件数及び講じなかった件数（要請があつた理由の別に応じて区分されたものであること。）

七 日本の司法機関から送信防止措置を講ずるよう決定があつた件数（決定があつた理由の別に応じて区分されたものであること。）

八 前号に掲げる件数のうち、送信防止措置を講じた件数及び講じなかった件数（決定があつた理由の別に応じて区分されたものであること。）

九 役務提供停止措置を講じた件数（役務提供停止措置を講じた理由の別及び当該措置を講ずることとなった経緯の別に応じて区分されたものであること。）

十 人工知能関連技術を用いて送信防止措置を講じた件数（送信防止措置を講じた理由の別に応じて区分されたものであること。）

十一 人工知能関連技術を用いて役務提供停止措置を講じた件数（役務提供停止措置を講じた理由の別に応じて区分されたものであること。）

十二 送信防止措置に対して不服申立てが行われた件数

十三 前号に掲げる件数のうち、人工知能関連技術を用いて講じられた送信防止措置に対し

	て不服申立てが行われた件数
十四	第十二号に掲げる件数のうち、不服申立てを受けて送信防止措置を撤回した件数
十五	前号に掲げる件数のうち、人工知能関連技術を用いて講じられた送信防止措置を撤回した件数
十六	役務提供停止措置に対して不服申立てが行われた件数
十七	前号に掲げる件数のうち、人工知能関連技術を用いて講じられた役務提供停止措置に対して不服申立てが行われた件数
十八	第十六号に掲げる件数のうち、不服申立てを受けて役務提供停止措置を撤回した件数
十九	前号に掲げる件数のうち、人工知能関連技術を用いて講じられた役務提供停止措置を撤回した件数
二十	選任した専門員の専門性及び当該者に対する訓練の内容
二十一	送信防止措置を講ずるかどうかを検討する者のうち日本語を理解する者の数及び当該者に対する訓練の内容
二十二	送信防止措置を講ずるための人的体制及び技術的措置についての定性的又は定量的な説明
二十三	法第二十六条第三項の規定に基づき、基準の変更によって送信防止措置の対象となることが明らかとなった情報の種類
二十四	法第二十六条第四項の資料を作成し、公表している場合には、その公表の方法（インターネットを利用した方法の場合にあつては、ウェブサイトのアドレスを含む。）
6	大規模特定電気通信役務提供者は、法第二十八条第五号に規定する評価を実施するに当たっては、次に掲げる事項について評価の基準を定めて行うものとする。
一	法第二十二條第一項の規定に基づき公表する申出を行うための方法
二	法第二十五條の規定に基づく侵害情報送信防止措置の実施状況
三	法第二十五條第一項第二号の理由、同条第二項第三号に規定するやむを得ない理由及び法第二十七條本文前段の理由が個別的かつ具体的なものであるかの別
四	日本の利用者に関する送信防止措置を講ずるための人的体制及び技術的措置の整備
五	法第二十六條の規定に基づき公表する送信防止措置の実施に関する基準の内容
六	日本の利用者に関する送信防止措置の実施状況（第二号に掲げる事項を除く。）
七	大規模特定電気通信役務における、他人の権利を不当に侵害する情報、その流通が法令に違反する情報及び法第二十六條の規定に基づき公表する送信防止措置の実施に関する基準により送信防止措置の対象となる情報の流通状況
7	法第二十八條第六号の総務省令で定める事項は、前項に規定する評価の基準（当該基準を変更した場合は、その変更の内容及び理由を含む。）とする。
	（法第三十一條第一項の総務省令で定める書類）
第十九條	法第三十一條第一項の総務省令で定める書類は、次の各号に掲げる権限行使の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類とする。

〔新設〕

- 「 法第二十条第一項の規定による指定又は法第三十条第二項の規定による命令 当該不利
益処分内容及び根拠となる法令の条項並びにその原因となつた事実を記載した書類
二 法第二十九条の規定による報告の徴収 当該徴収の内容及び理由を記載した書類
三 法第三十条第一項の規定による勧告 当該勧告の内容及び理由を記載した書類
（公示送達の方法）

第二十條 法第三十三條第二項の総務省令で定める方法は、官報又は新聞紙に掲載するものと
する。

（報告等の用語）

第二十一條 法第二十条第三項の報告に係る様式第一の報告書、法第二十一条第一項の届出に
係る様式第二の届出書、同条第二項の届出に係る様式第四の届出書、法第二十四条第三項の
届出に係る様式第五の届出書、法第二十九条の報告に係る報告書並びに第十一条第一項第四
号及び第十二条第二項に規定する様式第三の書類（次項及び第三項において「報告書等」と
いう。）は、日本語で作成するものとする。

2| 日本語で作成された報告書等を、特別の事情により、法で定める時期に提出することがで
きない場合は、前項の規定にかかわらず、報告書等は、英語で作成するものとする。

3| 前項の規定により英語で作成された報告書等を提出した場合にあつては、その提出後、遅
滞なく、日本語で作成された報告書等を提出するものとする。

4| 法第二十五条第一項の規定による通知、同条第二項の規定による通知及び法第二十七条の
規定による通知等の措置は、日本語で実施するものとする。

5| 法第二十六条第一項の基準、同条第四項の資料及び法第二十八条の事項は、日本語により
表記されるものとする。

様式第 1（第 9 条第 2 項及び第 3 項関係）

特定電気通信役務に係る平均月間発信者数及び平均月間延べ発信者数報告書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号
(ふりがな)
住 所
(ふりがな)
氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏
名を記載すること。)
法人番号 (行政手続における特定の個人を識別す
るための番号の利用等に関する法律 (

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

平成25年法律第27号) 第2条第15項に
規定する法人番号がある場合は、記載
すること。)
担当部署名 (担当部署がある場合は、名称を記載
すること。)

提供する特定電気通信役務の平均月間発信者数及び平均月間延べ発信者数について、特定電
気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律第20条第3項及び
特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律施行規則第
9条第2項又は第3項の規定により、報告します。

報告に係る報告年度	年 月 日から 年 月 日まで
特定電気通信役務の名称	
平均月間発信者数及び平均月 間延べ発信者数の区分	☐ 平均月間発信者数が900万以上1,000万 以下又は平均月間延べ発信者数が180万以 上200万以下 (次区分に該当する場合を除 く。) ☐ 平均月間発信者数が1,000万超又は平均 月間延べ発信者数が200万超

- 注 1 該当する□にシ印を付けること。
- 2 複数の特定電気通信役務については、表を適宜追加すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 様式第2 (第11条第1項関係)

〔新設〕

大規模特定電気通信役務提供者の届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号
(ふりがな)
住 所
(ふりがな)

氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名を記載すること。)
法人番号 (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成25年法律第27号) 第2条第15項に規定する法人番号がある場合は、記載すること。)
担当部署名 (担当部署がある場合は、名称を記載すること。)

特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律 (以下「法」という。) 第20条第1項の規定により、大規模特定電気通信役務提供者に指定されたので、法第21条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 電話番号及び電子メールアドレス (担当部署がある場合は、当該担当部署に連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。)

2 外国法人等である場合において、国内代表者等の氏名又は名称及び国内の住所等

3 公表の方法

法第22条第1項の申出を行うための方法の公表の方法	
(インターネットを利用した場合にあっては、ウェブサイトのアドレスを含む。)	
法第26条第1項の基準の公表の方法	
(インターネットを利用した場合にあっては、ウェブサイトのアドレスを含む。)	

注 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。

権限証明書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

（ふりがな）

住 所

（ふりがな）

氏 名（法人にあっては、名称及び代表者の
氏名を記載すること。）

法人番号（行政手続における特定の個人を識別
するための番号の利用等に関する法
律（平成25年法律第27号）第2条第
15項に規定する法人番号がある場合
は、記載すること。）

電話番号及び電子メールアドレス

（連絡のとれる電話番号及び電子メー
ルアドレスを記載すること。なお、
担当部署等がある場合は、当該担当
部署等の電話番号及び電子メール
アドレスを記載すること。）

私は、次の者を（国内における代表者／国内における代理人）と定め、次の権限を付与したことを証します。

- ・特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律の規定により総務大臣が行う処分の通知を受領する権限

郵便番号

（ふりがな）

住所

（ふりがな）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。）

法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号がある場合は、記載すること。）

電話番号及び電子メールアドレス

（連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。なお、担当部署等がある場合は、当該担当部署等の電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。）

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

大規模特定電気通信役務提供者の氏名等変更届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号
(ふりがな)
住 所
(ふりがな)
氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。
法人番号 (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成25年法律第27号) 第2条第15項に規定する法人番号がある場合は、記載すること。)
担当部署名 (担当部署がある場合は、名称を記載すること。)
電話番号及び電子メールアドレス
(連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。なお、担当部署等がある場合は、当該担当部署等の電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。)

次のとおり変更があつたので、特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律 (以下「法」という。) 第21条第2項の規定により、届け出ます。

変更事項	変更前 変更後	変更年月日
氏名 (法人にあつては、名称 及び代表者の氏名)	(ふりがな) (ふりがな)	

<u>住所</u>	<u>郵便番号</u> <u>(ふりがな)</u>	
	<u>郵便番号</u> <u>(ふりがな)</u>	
<u>電話番号及び</u> <u>電子メールアドレス</u>		
<u>外国法人等の国内代表者等の氏名</u> <u>(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)</u>	<u>(ふりがな)</u>	
	<u>(ふりがな)</u>	
<u>外国法人等の国内代表者等の住所</u>	<u>郵便番号</u> <u>(ふりがな)</u>	
	<u>郵便番号</u> <u>(ふりがな)</u>	
	<u>郵便番号</u> <u>(ふりがな)</u>	
<u>外国法人等の国内代表者等の電話番号及び電子メールアドレス</u>		
<u>法第22条第1項の申出を行うための方法の公表の</u>		

方法 (インターネットを利用 した方法の場合にあって は、ウェブサイトのアド レスを含む。)		
法第26条第1項の基準の 公表の方法 (インターネットを利用 した方法の場合にあって は、ウェブサイトのアド レスを含む。)		

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第5 (第15条第1項関係)

侵害情報調査専門員の選任／変更届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号
(ふりがな)
住 所
(ふりがな)
氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名を記載すること。)
法人番号 (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成25年法律第27号) 第2条第15項に規定する法人番号がある場合は、記載すること。)
担当部署名 (担当部署がある場合は、名称を記載すること。)

〔新設〕

特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律第24条第

1項の規定により、侵害情報調査専門員を選任／変更したので、同条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

大規模特定電気通信役務の名称	
選任した侵害情報調査専門員の数	

侵害情報調査専門員の氏名	(ふりがな)
侵害情報調査専門員の生年月日	
侵害情報調査専門員の所属	(ふりがな)
当該者を選任した理由	

注 1 複数の侵害情報調査専門員について届け出る場合には、氏名、生年月日、所属及び当該者を選任した理由の列を追加することにより届け出ること。

注 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

この省令は、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第二十五号）の施行の日から施行する。